

令和3年6月1日

各位

公益社団法人 北海道観光振興機構  
会長 小磯 修二

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業～宗谷地域  
「北宗谷広域観光受入強化事業」  
委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記の通り企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業～宗谷地域  
「北宗谷広域観光受入強化事業」

2. 事業目的

稚内空港を活用し、訪日旅行者に移動の距離感を持たせない（来る価値のある）滞在型観光地づくりの推進に向け、北宗谷地域の自然を活かしたアドベンチャートラベルやスポーツツーリズムの強化のほか、歴史・文化や地域産業等、独自の観光資源を活かしたインバウンドに選ばれる滞在型コンテンツの開発と商品化を行い、販売に繋げる招請事業を展開する。併せて地域コンテンツの更なる発掘を行う。また、「新たな旅のスタイル」導入やストレスフリーなインバウンド受入体制を目指し、セミナー等での地域観光関係者のスキルアップを図る。

3. 実施期間 契約締結日～令和3年3月10日（予定）

4. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明をすること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

表明期限：令和3年6月8日（火）17:00まで

表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 地域支援本部広域観光部（担当：小室）

TEL：011-231-0941 Email：[saori\\_komuro@visithkd.or.jp](mailto:saori_komuro@visithkd.or.jp)

表明方法：メールにて行うこと（様式は任意、メール本文で可）

※会社名、部署名、氏名、電話、Emailは必須

\* 新型コロナウイルス感染症対策として、事業説明会は実施しない。質疑については、メールにて本日より、6月4日（金）15時まで受け付け・回答とします。

以上

担当：北海道観光振興機構 地域支援本部  
広域観光部 小室  
電話：011-231-0941 FAX：011-232-5064  
E-Mail：saori\_komuro@visithkd.or.jp

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業～宗谷地域  
「北宗谷広域観光受入強化事業」企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

1. 事業目的

稚内空港を活用し、訪日旅行者に移動の距離感を持たせない（来る価値のある）滞在型観光地づくりの推進に向け、北宗谷地域の自然を活かしたアドベンチャートラベルやスポーツツーリズムの強化のほか、歴史・文化や地域産業等、独自の観光資源を活かしたインバウンドに選ばれる滞在型コンテンツの開発と商品化を行い、販売に繋げる招請事業を展開する。併せて地域コンテンツの更なる発掘を行う。また、「新たな旅のスタイル」導入やストレスフリーなインバウンド受入体制を目指し、セミナー等での地域観光関係者のスキルアップを図る。

2. 事業対象地域

宗谷地域

（主に稚内市、猿払村、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町）

3. ターゲット国

最重点国：台湾

重要国：香港、シンガポール、タイ、欧米豪（主に欧州）

4. ターゲット属性

親日家でリピーターが多い中間所得層から大衆富裕層及び新たな層としてミレニアル世代

5. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

6. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1人以上、単体法人等は自らが、必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録を受けていること。
- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
  - ① 北海道に本社もしくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
  - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること
  - ⑤ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
  - ⑥ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - ⑦ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画

提案（プロポーザル）に参加する者でないこと。

(4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

- ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
- ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

## 7. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約とする。

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

## 8. 委託期間及び業務スケジュール

### (1) 委託期間

契約締結日～令和4年3月10日（予定）

### (2) 業務スケジュール

6月 1日（火）	企画提案募集の公示・企画提案指示書、資料の配布開始
6月 8日（火）17:00	企画提案参加表明締切
6月 22日（火）15:00	企画提案書の提出期限
6月下旬	企画提案の審査、委託事業者決定
6月下旬～7月上旬	契約締結・委託決定事業者による現地での事業説明会開催・業務開始
令和4年 3月10日（木）予定	全事業終了、事業報告書作成提出、精算

\*新型コロナウイルス感染症対策として、事業説明会は実施しない。質疑については、メールにて本日より6月4日（金）15時まで受け付け・回答とします。

## 9. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：令和3年6月8日（火） 17:00

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 地域支援本部広域観光部（担当：小室）

TEL：011-231-2900 Email：saori\_komuro@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：メールにて行うこと（※様式は任意、メール本文で可）。

※会社名、部署名、氏名、電話、Emailは必須

## 10. 委託業務内容

事業内容について対象となる地域へのヒアリングは宗谷総合振興局と事前に協議の上実施し、地域の意向を十分に踏まえた上で、下記に例示する業務を基本とした事業を提案すること。なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。また、本事業は観光庁の「令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用して実施するものであることから、本指示書及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱」に基づき実施するものとする。

※【担当連絡先】宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課 観光振興係 高橋 葉月 TEL：0162-33-2927

- ・北宗谷地域の滞在型観光地づくりに向けた既存観光コンテンツの更なる磨き上げと、新規コンテンツ開発、旅行商品造成、既存商品の販売、OTA（Online Travel Agent）掲載
- ・北宗谷地域の滞在型コンテンツを重視した関係者招請事業
- ・国際チャーター便誘致(台湾)に係る招請の実施
- ・受入体制の強化に係る地域関係者向けのセミナー等の実施
- ・広域観光コンテンツ等に係るパンフレットの作成

## (1) 滞在コンテンツ造成事業

今回のコンテンツの開発と磨き上げを図るにあたってのポイントとして、北宗谷地域の雄大な自然環境、整備された受入環境の活用、北宗谷でしかできない体験、ストーリーとして地域の特産品を活用、SNS映える風景をテーマとし次のコンテンツの開発とその磨き上げを図る。

### ① 体験型・滞在型コンテンツ等企画開発

### ② 旅行商品の企画開発

### ③ 旅行商品造成のための旅行会社等招請

a. アドベンチャートラベル、スポーツツーリズムに関わる素材収集

b. 地域関係者によるコンテンツ開発及び磨き上げ、旅行会社の招請

c. 商品造成

d. OTA へのコンテンツ等掲載

- ・ 既に過去事業より開発中のコンテンツは付加価値を追加し、即商品化に繋げる。磨き上げが必要なコンテンツ等は受入環境の整備を進め、通年型の商品造成を行う。
- ・ 旅行会社の招請は、旅行流通環境整備事業で記載の招請で来訪する関係者にもコンテンツを見ていただく(同時に実施)

(地域資源一例)

- ・ 利尻礼文サロベツ国立公園の自然・食・歴史・文化等の観光資源 等
- ・ 最北の自然環境を活かしたアドベンチャー・スポーツフィールド (カーリング、サイクリング、トレッキングなど) 等
- ・ 当地の主要産業である水産業や酪農業を活かしたコンテンツ 等

対応言語： 英語、中国語 (繁体字)

コンテンツ販売主体者： 各市町村コンテンツ事業者 等

## (2) 受入環境整備事業

インバウンド FIT 誘客と地域の受入体制の充実を図るため、ハード (観光施設の多言語化等)、ソフト(人材育成) 両面の強化が急務である。特に令和 3 年度については、インバウンドの満足度向上を図るため、地域の観光人材のスキルアップに取り組む。

### ① 地域事業者のスキルアップのためのセミナー実施

- ・ インバウンド誘致を目指したデジタルマーケティングに関わる事業者研修 (計 2 回)

### ② 地域住民意識啓発セミナーの実施

- ・ インバウンド情勢や「新たな旅のスタイル」に係る地域セミナー (2 地域各 1 回計 2 回)
- ・ キャッシュレス導入に係る地域セミナー(計 1 回)

### ③ パンフレット等作成

- ・ 広域観光コンテンツ等パンフレットの作成

## (3) 旅行商品流通環境整備事業

### ① OTA 掲載

- ・ 本事業での主旨に沿った商品造成及び販売に意欲的な OTA、旅行会社を選定する。
- ・ R4 年度以降も継続的な掲載が見込まれるものとする。

対象国： 香港、台湾

### ② 旅行会社の招請・商談

FIT 対応としてサイクリングや当地域の自然を活かしたアドベンチャートラベルコンテンツの充実を見据えた旅行会社とし、合わせて台湾においては、現地エージェントを中心に国際線チャーター誘致を目指した旅行会社を選定すること。

対象国：台湾、香港、シンガポール

### ③ 現地エージェンシー等の活用

台湾からの国際線チャーター誘致のための旅行会社・航空会社の招請⇒現地エージェンツ及び、エージェンツが選定した旅行会社を招請し、既存の観光資源、食だけでなく、当地域の新しい魅力として当事業で開発するコンテンツも含め視察・受入に係る意見交換を行い、旅行会社の商品造成に繋げることでチャーター実現に向けた取り組みを図る。

対象国：台湾

## (4) 新たな旅のスタイルへの適応内容

### ① 遵守するガイドライン

(一例)

北海道スタイル「安心宣言」等

- ・ 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン
- ・ ホテル業における新型コロナウイルス対応ガイドライン
- ・ 宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン
- ・ 小売業の店舗における新型コロナウイルス対応ガイドライン
- ・ タクシーにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン
- ・ 貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン
- ・ 外食業の事業継続のためのガイドライン

### ② 本事業に係る独自の感染症対策

国の方針に則り、北海道内での感染症対策とビジネスモデルの両輪の実践に向けた、北海道が提唱する「北海道スタイル」の順守。各事業者への定期的な感染予防対策励行の確認と支援を行う。

(一例)

使用する交通機関は他の利用者との混合を避け、貸切オーダーを徹底。密の排除を含め、本事業を行う際の徹底した手配管理を励行する 等

## (5) 目標と成果指標

### ① 滞在コンテンツ造成事業

アウトプット

- ・ 新規地域コンテンツの開発及び商品造成 5 件 設定時期：令和 3 年度
- ・ OTA へのコンテンツ等掲載 設定時期 令和 3 年度
- ・ 意見交換会での各招請旅行会社からの提言数 8 件

アウトカム

- ・ OTA でのコンテンツ等閲覧数：8,000PV 以上 設定時期 令和 3 年度
- ・ OTA との商談によるコンテンツ販売確約数：3 社 設定時期 令和 3 年度

### ② 受入環境整備

アウトプット

- ・ 専門家による新しい旅行スタイルや海外旅行情勢に関する講演会 2 回開催（地域ごと各 1 回）  
参加者計 60 名 設定時期 7 月、9 月
- ・ デジタルマーケティングセミナー 2 回実施、受講者延べ 45 名 設定時期：10 月、2 月
- ・ キャッシュレスセミナー 1 回実施、参加者計 20 名 設定時期：1 月
- ・ パンフレットの作成・配布数（英語・繁体字）計 10,000 部

アウトカム

- ・ セミナーをきっかけに次年度以降のデジタルマーケティングの導入を検討する自治体・団体 2 団体
- ・ セミナーをきっかけにキャッシュレス化に切り替える商店、飲食店 7 店舗

- ・ Web 上に掲載したパンフレットの閲覧数 8,000PV 以上

### ③ 旅行商品流通環境整備事業

#### アウトプット

- ・ OTA への商品掲載 3 件、各 2 社掲載 設定時期：令和 3 年夏～冬
- ・ 招請旅行会社数：計 7 社 8 名 設定時期：令和 3 年夏～秋  
(招請回数 2 回、うちチャーター便誘致関連招請旅行会社 3 社 3 名及び現地エージェント 1 社 1 名)

#### アウトカム

- ・ 招請者からの提言によるコンテンツの磨き上げへの反映：8 件 設定時期：令和 3 年度
- ・ 招請した旅行会社の造成商品サイトへの閲覧数：2,000PV 以上 設定時期：令和 3 年度
- ・ OTA 商品 商品利用者数：42 人 設定時期：令和 3 年度
- ・ 国際チャーター便の就航（台湾・稚内空港）に向けた商談・提言等 4 件  
及び商談・提言後の就航希望数（アンケート） 1 件  
設定時期 令和 3 年度

### (6) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、紙、及び電子データにて提出すること。

## 11. 予算上限額

14,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、一部事業の中止や見直し、金額の変更等を行う場合がある。

## 12. 企画提案書及び見積り依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

### (1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、且つ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお、観光機構発注の実績については記載を要しない。

### (2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

### (3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

### (4) 見積書

①費用項目の明細を記載すること。

※例：人件費、交通費、宿泊経費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等

②日本円での記載を原則とすること。

## 13. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版とする。ただし、A4による掲載が困難な場合はA3折込による掲載を可能とする。
- (2) 企画提案書は事業者名や従事者名を記載したもの、これらを記載しないものの2種類作成すること。
- (3) 企画提案書の冒頭に全体構成を記載すること。
- (4) 媒体の提案などにおいてA案・B案等、複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (5) 本事業以外の費目を要する提案は行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。
- (8) 企画提案にあたっては、地域に対してヒアリングを実施する等、地域の現状や意向を十分に踏まえた企画提案を

行うこと。

#### 14. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 8部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部）

※提出する企画提案書について、業務従事者氏名、社名等を記載しないものについては必ずデータでも提出すること。

- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構

地域支援本部 広域観光部（担当：小室）

TEL：011-231-2900 Email：saori\_komuro@visithkd.or.jp

- (3) 提出期限 令和3年6月22日（火）15:00

- (4) 提出方法 持参または郵送による。

※ 郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※ 業務従事者氏名、社名等を記載しない企画提案書については、別途必ずデータでも電子メール、ROM等により納品すること。（但し、データのみ提出は認めない。（1）に記載の部数は別途指示通りの期日までに指定場所に納品すること。）

#### 15. 企画提案に関する審査

企画提案についての審査方法は下記のとおりとする。

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。

- (2) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。

- (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。

- (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する。

- (5) プレゼンテーションに参加できない場合は、棄権とみなす。

- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については認めない。

- (7) プレゼンテーション用の機器類を使用する場合は、事前に申し出を行った上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。

\* なお新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、ZOOMシステムを用いての遠隔での審査会の開催、もしくはプレゼンテーションを実施せず、書面審査をもって受託者選定とする場合もある。その際は速やかに審査対象者に連絡をする。

#### 16. 企画提案の評価基準

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性

提案内容が地域の現状や課題を的確に捉え、かつ地域の意向を踏まえたものとなっているか。また、本事業の目的に合致するものとなっているか。

- (2) 実現性

提案内容に具体性があり、かつ全体の計画が実現可能なものとなっているか。

- (3) 業務遂行能力

提案内容を含め、本事業を遂行するに足る能力、組織体制、人員が整っているか。

- (4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

#### 17. 業務上の留意事項

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 業務内容の詳細については、提案内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。

- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。

- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 本事業は観光庁の令和3年度に実施する「令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用する。このため、本指示書及び観光庁が示す要綱に従った業務遂行とすること。なお、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

#### 18. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定以外の目的には提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (5) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。

以上